

平成28年1月  
市川市臨時教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成28年1月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 平成28年1月20日(水)午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 報告第19号 教科書発行者による「編集会議」に係る事実関係の確認等について
  - 6 その他
  - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 報告第19号 教科書発行者による「編集会議」に係る事実関係の確認等について
- 5 出席者 田中 庸惠  
内田 茂男  
小林 正貫  
平田 信江  
平田 史郎
- 6 欠席者 五十嵐 芙美子
- 7 出席職員、職・氏名  
教育次長 石田 有記  
生涯学習部長 千葉 貴一  
学校教育部長 山元 幸恵  
学校教育部次長 小松 秀夫  
教育総務課長 板垣 道佳  
義務教育課長 井上 栄  
学校安全安心対策担当室長 小倉 貴志  
指導課長 山田 浩一

保健体育課長 永田 博彦  
教育センター所長 北川 喜照

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡 稔
”	副主幹	宮内由美子
”	副主幹	岡田 靖弘
”	主 任	大島 裕美

○ 教育長

ただいまから、平成28年1月臨時教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この臨時会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。次に会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、小林委員、平田史郎委員を指名いたします。続きまして、報告に入ります。報告第19号 教科書発行者による「編集会議」に係る事実関係の確認等についてを説明してください。

○ 義務教育課長

配布資料の2ページを参照していただきたいと思います。なお、本件につきましては、義務教育課及び指導課にまたがる案件でございますので、はじめに、義務教育課より、「概要」及び3にございます「編集会議への参加」について、説明させていただきまして、その後、4以降の「教科書採択」に係る内容につきましては、指導課より、説明をさせていただきたいと思っております。まず、本件の概要ですが、平成23年度に、「平成24年度使用教科用図書採択に向けて実施された、葛南西部採択地区協議会」におきまして、「英語」の研究調査委員として委嘱された者のうち1名が、この前年にあたる平成22年9月に三省堂が開催した会議に出席していたことが判明いたしました。この会議の中では、検定中の本が配付されており、この内容について意見を述べておりました。そして、平成23年度に行われた教科用図書採択では、「英語」が、これまでの光村図書から三省堂へと変更となっており、教科用図書の選定や採択に、この研究調査委員の影響があったかについて、調査をいたしましたので、その結果を報告させていただくものです。続きまして、当事者の「編集会議」への参加に係る事実関係についてご説明をさせていただきます。当事者は、平成22年度には市川市立中学校教頭であり、現在は、市川市教育委員会職員です。会議への参加につきましては、次の通りです。平成22年8月から9月初旬頃、当事者は、三省堂の市川市担当者が、当事者の勤務先に来校した際に、「新学習指導要領の取組状況を聞く会議があるので、それに参加してもらえないか。」と打診を受けた。即答せず、数日考えた後、参加する旨を三省堂担当者に回答し、同年9月11日（土）の午後2時頃から、都内の東京ドームホテル会議室で、三省堂が開催した「編集会議」に参加した。「編集会議」の参加に当たっては、開催日が週休日の土曜日であったため、個人的に参加するものと認識しており、服務に関して、校長への相談や報告は行っておらず、出張の扱いにもしていなかった。「編集会議」の前半は、冒頭、三省堂関係者から挨拶があり、各参加者が自己紹介した後、「それぞれの地区における新学習指導要領に対する取組状況」を報告した。当事者は勤務していた市川市の状況等を報告した。会議の後半において、予め会

議資料として机上に配付されていた検定中の本の内容について意見を求められ、当事者は、「見やすさや読み物教材」について意見を述べた。「編集会議」は午後4時頃には終了し、懇親会の案内があったが、当事者は懇親会へは参加せず、会議終了後、帰宅した。また、会議終了後に「編集手当」の入った封筒を受領した。帰宅後、会議後に受領した封筒を開封したところ、現金5万円が入っていた。当事者は、自らの判断で返金することとした。その後、三省堂の市川市担当者に電話し、返金の意思を伝えるとともに、三省堂の口座番号を聞き、会議開催の10日後に、5万円を三省堂の口座に、振込により返金した。なお、この金銭以外に、交通費等の名目の金銭や、その他の物品を提供されたり、受け取ったりしたものは無い。概要及び編集会議に係る説明は以上です。

#### ○ 指導課長

続きまして、平成23年度実施の教科書採択についてご説明いたします。まず、採択地区についてです。市川市教育委員会は、浦安市教育委員会と「葛南西部採択地区」を形成しております。次に、当該採択地区の中学校用教科書「英語」の採択状況についてですが平成21年度採択した、平成22年度から平成23年度までの使用教科書は「光村図書」。平成23年度採択した、平成24年度以降の使用教科書は「三省堂」となっております。続きまして、平成23年度実施の教科書採択の経緯につきましては次のとおり報告いたします。市川市教育委員会は、浦安市教育委員会と2市で葛南西部採択地区を構成している。当該採択地区協議会は、2市からそれぞれ6名ずつ、この内訳は、教育長、教育委員代表、指導行政担当者、小中学校長代表、特別支援教育関係学校長代表、保護者等の代表、各1名の計12名で構成されている。その下部組織として、教科ごとに教科書の調査研究を行う研究調査委員がおり、研究調査委員は各市から2から3名ずつを委員として、5名程度で構成されている。当該採択地区の調査研究は、採択の対象となるすべての教科書について、調査研究の観点に基づき、それらの教科書の良さを調査研究結果としてとりまとめるものであった。その上で、採択地区協議会においては、各教科の調査研究結果を研究調査委員から報告を受け、採択すべき教科書を選定する。英語の研究調査委員については、市川市から3名、浦安市から2名が候補者として推薦された。これを受け、平成23年6月、当該採択地区協議会が、これら5名を英語の研究調査委員として委嘱した。当事者は市川市から推薦された3名のうちの1名として、調査研究に携わった。同年6月下旬から7月上旬にかけて、研究調査委員5名は市川市内の小中学校に3回集まり、英語の検定済教科書6社の調査研究を行った。5名のうち1名、これは市川市からの推薦者で、当事者ではない、は、代表者たる委員長として取りまとめ役を担った。調査研究は、事前に示された調査研究の観点に従って、代表者を除く各研究調査委員がいくつかの教科書を主として担当して調査し、それに基づ

いて調査研究結果としてとりまとめる形で実施された。教科書の優劣をつけるようなものではなく、各教科書の長所を中心にとりまとめるものであった。なお、当事者は、東京書籍発行の教科書の調査を担当した。同年7月20日、当該採択地区協議会が開催され、研究調査委員全員が出席した上で、代表者となる委員長が調査研究資料に基づき報告を行った。特定の出版社を推薦するような報告ではなかった。その後の質疑についても代表者が対応した。調査研究結果の報告を受け、研究調査委員が退席した後、採択地区協議会の協議会委員がそれぞれの市ごとに分かれて協議し、どの教科書を推薦するかを決定した。その後、両市の協議会委員が再度集まったところ、英語についてはいずれの市も「4技能がバランス良く配列されている」ことや「学習しやすい構成である」こと等を理由とし、三省堂発行の教科書が推薦された。このため、採択地区協議会として、採択すべき教科書として、三省堂発行の教科書を選定した。市川市及び浦安市の教育委員会においては、以上の選定結果を受け、教育委員会会議において三省堂発行の教科書を採択した。続きまして、平成23年度実施の教科書採択への影響等について、次のとおり報告いたします。これまで述べたとおり、平成23年度の当該採択地区協議会における調査研究過程においては、各教科書の長所を中心として調査研究結果をとりまとめる作業が行われ、教科書の優劣をつけるものではなかった。当事者は議論を主導する立場になく、東京書籍発行の教科書の調査を担当した。また、当事者以外の英語の研究調査委員4名、この内訳は、市川市、浦安市それぞれ2名。なお、市川市からの1名は代表者、に対して、調査研究の際の特定の教科書の強い推薦や偏った意見発表の有無について確認を行ったところ、そのような事実は当事者以外の者も含め一切無かったとのことであった。当該採択地区協議会に調査研究結果が報告された際も、代表者から各教科書の特長、長所のみが報告され、特定の教科書を推薦するような発言等はなかった。また、報告終了後に教科書を選定する作業は協議会委員のみで行っており、当事者を含むすべての研究調査委員は退席している。以上のことから、平成23年度実施の当該採択地区における中学校英語の教科書採択は公正かつ適正に行われたものと考えられる。最後に、今後の対応についてご説明いたします。今後も公正かつ適正な教科書採択を進めるため、特に、教科書の執筆に参加・協力等した者が採択に関与することがないように、市教育委員会として十分な確認をまいります。また、検定中の教科書は、文部科学省ならびに検定を申請している教科書会社以外の「外部の者の知るところとならないよう、適切に管理されなければならない」ものとされており、検定中の教科書の閲覧はできないものであることを、教職員へ周知をまいります。以上でございます。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。

○ 平田史郎委員

ただいまの説明、それから以前お聞きしたてん末を見る限り、当事者が、三省堂の教科書採択に関して影響を与えてはいないということが理解できますが、もう一度確認をいたしますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○ 指導課長

教科書採択につきましては、教育委員会会議における採択過程で、採択は葛南西部地区採択協議会の選定結果を受け、教育委員が教育委員会会議を非公表として審議し、誠実な環境の中で採択しているものでございます。よってこの採択に関与できる場には当事者は同席しておらず、またこの採択に関する権限は与えられていないことから、この影響はないものと考えております。以上でございます。

○ 平田史郎委員

それでは、ご説明いただいたてん末に誤りはないということを確認させていただきました。もう1点だけお尋ねをしたいのですが、今回三省堂の教科書が問題になりましたが、出版社は三省堂だけではありませんし、また、教科も英語だけではございません。その他の教科書会社、それから教科につきましても、事務局は調査をされたということでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

○ 義務教育課長

昨今、他社の同様な事案等も報道等で目にしているところでございますけれども、今現在は県の方からご指摘のありました本件についての調査という段階でございます。なお、今後他の教科書会社等も含めまして調査をする必要があると考えています。以上でございます。

○ 平田史郎委員

了解いたしました。

○ 内田委員

今のご説明で、今回の教科書の採択に関与しなかったということはよく分かりました。ただ、検定前の教科書の閲覧が禁止されているというルールが現在ある訳ですよね。ということに鑑みてですね、やはり疑惑を招く行為であったということは事実だと思います。大事なことは、今後こういうことが起こらないように再発防止をどのように進めていくかということですが、先ほどご説明がありましたけれども、もう少し具体的に、今まではルールが必ずしも周知徹底されていなかったのではないかなというようにことも考えられますので、具体的にどのような再発防止の対策を事務局として考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○ 指導課長

教科用図書採択は公正に行われなければならないものと考えており、このことにつきましては、いささかの疑念も生じさせてはならないものと考えております。平成 23 年度の教科用図書採択への当事者の影響がなかったことを確認いたしました。こうした疑念が生じることのないよう、研究調査委員として委嘱するに当たっては、十分な事前確認を行い、また検定中の教科書を閲覧することができないこと等、教職員として注意すべき事項の周知を図ることで教育委員会事務局としての責任を果たしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 教育長

よろしいですか。ほかに。

○ 小林委員

このようなことが起こってしまったことは、私ども教育委員も含めて、教育委員会として非常に反省しなければいけないことだと思うのですが、この教科書発行者に対する編集会議に関わる事実関係の確認等という、事務局が作成してくれた文書を見ますと、なんとなく私一教育委員としては、当事者を少し擁護しているような、とにかくその影響がなかったということ、強調したいようなニュアンスに取れるのですが、この方が5万円を受理したということは事実であることと、しかもその5万円を返したのが10日後であったということに対して、やはりその辺は疑念を持たれても仕方がない。つまり、即刻返金するか、そこで封筒を渡されたら、何が入っているだろうかということは、そこで見てそれは返金すべきことだと思うし、その辺に私としては、まだ教育委員会としても、当事者としても非常に甘いところがあったのではなかったのかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○ 義務教育課長

当事者の瑕疵につきましては、十分にあるというふうな認識は持っております。具体的には、大きな点では、検定本を閲覧したこと、そして、こういった会議に参加しておきながら、教科書の研究調査委員を受けたということ、この2点は非常に大きな問題点と認識しております。その他、今ご指摘がございましたように、一時的にであれ、編集会議で手当ということで多額の現金を受け取っていたこと、それから、本件については、本人が参加する前と後では状況が、参加したならば、自分が思っていたような会議ではなかったということもありますが、その後、校長にきちっと報告をすべきこと等々の瑕疵はあったというふうに、認識しております。以上です。

○ 教育長

よろしいですか。ほかに。

○ 平田信江委員

当事者のそういった責任も大変重いかと思うのですけれども、三省堂の方の会議内容、虚偽の申し入れ等、こういったところにも問題があるかと思うのですが、三省堂に対して、市川市教育委員として何か申し入れ、抗議等を行う予定はございますでしょうか。

○ 義務教育課長

三省堂へは、要請ということで再発防止を求めました。その再発防止の観点といたしましては、まず、会議招集の目的を偽っていたこと、それから、検定中の本を閲覧させたこと、そして、多額の謝礼を渡したこと、以上3点については、再発防止の要請をしたところでございます。以上でございます。

○ 教育長

その他ございますでしょうか。

○ 小林委員

この当事者に対して、当然、千葉県教育委員会からと、また、考えてすべきかもしれませんが、いわゆる、罰則というふうなことについてはどのように考えていますか。

○ 義務教育課長

今後、処分を含めた今後の在り方につきましては、ご意見ございましたように県教育委員会も関係してまいりますので、県教育委員会、そして市長部局の方と、現在調整中でございます。以上でございます。

○ 小林委員

はい。

○ 教育長

ほかに。

○ 平田信江委員

教育委員会事務局の方で、教科書採択に関わる事務を行っていると思うのですけれども、今回のこういったことに対して、事務局としての責任についてはどのようにお考えですか。

○ 指導課長

先ほど、今後の対応を含めまして、お答えを申し上げましたけれども、責任はやはり、今申し上げましたとおり、一つ目には、教科書採択を公正に行わなければならないものであって、いささかの疑念も生じさせてはならないものであるという観点から考えますと、当事者が研究調査委員に委嘱をされたということが一つの問題点だと考えております。従いまして、この点については、教科書関係業者との関わりが一切ないということ、具体的な例をあげて確認作業をしてまいりたいと、考えております。また、検定中の教科書を見てはならないということについても周知が、まだ不十分であったと考

えますので、この点の周知も含めて、教職員に徹底をし、こうしたことの再発を防ぐことで、教育委員会事務局の責任を果たしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 教育長

ほかにございますか。

○ 平田史郎委員

これだけ大きなことになりましたので、私の方からちょっと要望を申し上げたいのですけれども、ざっくばらんなお話をして、良い教科書を作ろうとしますと、やはり現場の意見を取り入れるということは欠かせないと思うのですよ。当然、白表紙本の閲覧、それから金品の授受ということは、やはりルール違反ですから、論外といたしまして、こういう事件がありますと、現場の声が教科書作成に反映をしなくなるということは、私としてはあまり良しとはしません。しかしながら、日本の公教育行政というのは、現場と行政側の境界が曖昧になるところがありますので、人事の交流等、皆様承知のようなことだと思います。そういう状況を見ると、やはり脇を締めるというのですかね、て、あたりませんと、また、市民の方々に教育行政についての信頼を失うということになると思いますので、ぜひその辺、現場と行政の境界の曖昧さということを意識をして、ひとつ行政も現場の先生方も慎重に関わるように徹底していただきたいと思います。また、のど元過ぎれば、ということになりますと、また、嫌な思いをしなければいけませんし、かと言って、先ほどお話をしたように、現場の声が良い教科書作成に届くという仕組みは、私はある程度考えるべきではないかなと考えております。ひとつよろしく願います。

○ 教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは、ほかに質疑がないようですので、報告第 19 号を終了いたします。本件につきまして、私のほうから申し上げたいと思います。教科用図書採択に影響がなかったとはいえ、皆様に疑念を抱かせるような行為は思慮に欠けていたと言わざるを得ません。教育委員会として、今般の事案を十分に把握できなかったことは反省すべき点であると受け止めております。今後は、このようなことが起きないように、注意喚起を図るとともに、再発防止に努めてまいります。市民の皆様をはじめ、関係者各位にご心配をおかけいたしましたこと、申し訳ございませんでした。私からは以上でございます。本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成 28 年 1 月臨時教育委員会を閉会いたします。

(午後 3 時 30 分閉会)